

宿舎整備産廃処分の考え方 (各所修繕 宿舎整備費で契約)

	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4	R9.5	R9.6
宿舎整備				令和8年度宿舎整備役務実施期間						令和9年度宿舎整備役務実施期間		
宿舎発生材処分		令和8年度宿舎整備役務実施期間に発生した発生材を請負業より発生材引継書により官側に引き渡し、産業廃棄物処分の単価契約をし処分								各年度前年度3月に整備した分を次年度4月分を含めて産廃処分 事後、前年度同様その都度産廃処分を実施する。		

凡 例

	: 令和8年度宿舎整備役務実施期間
	: 令和9年度宿舎整備役務実施期間
	: 令和8年度宿舎整備で発生した発生材処分(各所修繕で単価契約により実施)
	: 各年度3月は産業廃棄物管理票の最終処分(E表)の提出が困難のため発注無し
	: 各年度、前年度3月発生した発生材を次年度宿舎整備で発生した発生材処分(各所修繕で単価契約により実施)

宿舎退去時の各部屋の整備を確実に整備することができ、産業廃棄物処分の管理も官側で把握する事ができると考え
宿舎整備役務での仕様書を1件・宿舎整備発生材処分役務での仕様書を1件